



the most beautiful
villages in japan

「日本で最も美しい村」連合

美瑛町

北海道

美しい農村景観をいかしたまちづくり

令和5年6月

1. 美瑛町の概要

美瑛町は北海道のほぼ中央にあり、十勝岳連峰と夕張山系との間に位置し、旭川市、芦別市、上富良野町など2市6町に隣接している。

面積は676.78km²で、東京23区とほぼ同じ面積を有し、その内山林が73%、耕地が19%などとなっている。

地勢は、波状丘陵で市街地から河川流域に沿って放射線状に集落が形成され、河川流域では水田が、丘陵地帯では畑作が営まれている。

気象は、寒暖の差が激しい内陸性の気候で、春夏秋冬が明確のため、四季の移り変わりによる美しい自然を楽しむことができる。

また、テレビCMに美瑛の欧州的な田園風景が使われたことにより徐々に知られるようになり、昭和62年に風景写真家前田真三氏の写真ギャラリー「拓真館」の開設を機に、本町の基幹産業である農業の畑作地帯が織り成す農業景観が「丘のまちびえい」として注目を集め、多くの観光客が訪れるようになった。

1)沿 革

- 明治27年 兵庫県人小林直三郎が旭地区に入植
- 明治33年 神楽村から分村し美瑛村独立 戸長役場設置
- 大正4年 二級村制施行
- 大正12年 一級村制施行
- 昭和15年 町制施行
- 平成11年 開基100年

2)人 口

本町の人口は、戦後の緊急入植などによる人口の飛躍的増加期を過ごし、昭和35年には美瑛町における人口の最高を記録した。しかし、その後の社会環境や産業構造の変動を受け、人口は減少をたどり、令和5年3月31日現在の住民基本台帳では、4,805世帯、人口9,514人となっている。

国勢調査等による動向

(人)

年	人口	年	人口	年	人口	年	人口
M27	10	S45	18,002	H12	11,902	R2	9,668
M33	1,171	S55	14,826	H17	11,628		
S15	15,374	H2	12,769	H22	10,956		
S35	21,743	H7	12,106	H27	10,292		

3)財 政

令和5年度予算額 ※()内は令和4年度予算額

- 一般会計 当初 9,980,000千円 (10,382,000千円)
- R4繰越事業費 20,000千円 (20,000千円)
- 特別会計 当初 132,799千円 (595,730千円)
- 企業会計 当初 2,372,528千円 (1,799,812千円)
- 合 計 当初 12,505,327千円 (12,797,542千円)

4)産 業

①産業別人口の動向(国勢調査)

		S50	S60	H2	H12	H17	H22	H27	R2
総数(人)		8,267	7,459	6,983	6,188	5,833	5,202	5,206	4,891
就 業 人 口 比 率 (%)	第1次産業	44.0	40.0	37.5	32.8	33.6	33.1	29.6	31.2
	第2次産業	17.7	19.0	20.1	18.3	13.9	11.3	11.3	10.6
	第3次産業	38.3	41.0	42.4	48.9	52.5	55.6	59.1	58.2

②農業

本町の農業は、畑作と稲作により発展してきた。美瑛町独特の波状丘陵の台地に畑が広がり、丘陵をめぐって流れる河川流域が水田地帯となっているのが特徴です。近年では水田の転作による施設野菜や高収益作物の栽培も盛んとなり、田・野菜複合などの複合経営が多くなっている。

令和4年度生産額(資料:JAびえい提供)

(ha・千円)

作物	面積	生産額	作物	面積	生産額
水稻	895	945,588	馬鈴薯	763.8	1,273,296
小麦	3,374	918,971	野菜等	969.3	3,497,141
豆類	916	510,244	畜産	2,468	4,967,039
雑穀	403	85,900	その他	807	
甜菜	1,004	912,320	合計	11,600	13,110,499

【2020年農林業センサス】

販売農家戸数 373戸、農業就業人口 1,098人、経営耕地面積 11,822ha

③商工業

商業(令和3年経済センサス活動調査) 事業所数 91、従業者数 550人、販売額 178億円
工業(平成28年経済センサス活動調査) 事業所数 17、従業者数 387人、出荷額 68億円

④観光

(人)

年	全体	日帰	宿泊
H元	651,254	506,146	145,108
H5	946,282	763,053	183,229
H10	1,465,300	1,240,700	224,600
H15	1,284,100	1,074,300	209,800
H20	1,182,900	994,800	188,100
H25	1,494,100	1,326,500	167,600
H26	1,791,000	1,616,800	174,200
H27	1,698,400	1,519,600	178,800
H28	1,659,600	1,474,000	185,600
H29	1,679,400	1,484,900	194,500
H30	2,261,700	2,069,600	192,100
R元	2,419,200	2,253,700	165,500
R2	1,295,300	1,224,800	70,500
R3	1,062,400	976,200	86,200
R4	1,819,400	1,698,400	121,000

2. まちづくり条例について

■第6次美瑛町まちづくり総合計画 (令和5年度～令和14年度):

1)計画の柱となる「美瑛町共有ビジョン」

- ①豊かな美しい景観が、農業と観光の架け橋となるまち
- ②誰もが自らの可能性を伸ばせるまち
- ③誰もが健康でともに支えあい、安心して住み続けられるまち
- ④ライフラインが確保され、災害に負けない強さとしなやかさを備えるまち
- ⑤豊かな自然と共生し、持続可能な循環型社会を目指すまち
- ⑥子どもの個性を育み、全力で応援するまち
- ⑦すべての人に居場所と役割があり、希望を持って笑顔で暮らせるまち

2)策定までの経過

美瑛町に対する町民の思いを、これからのまちづくりにいかしていくため、約2年間にわたり「まちづくりワークショップ」を開催し、町民と町職員との協働のもと、将来のまちのありたい姿を描き、実現するための目標である「美瑛町共有ビジョン」を作り上げた。「美瑛町共有ビジョン」をまちづくりの柱と位置づけ、新たなまちづくりの実践に繋げていくこととしている。

■まちづくり条例

1)条例の名称 美瑛町自治基本条例

2)条例の制定 令和5年3月4日制定（令和5年4月1日施行）

3)条例制定の経緯・目的

地方分権が進む中、美瑛町では、平成15年に「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」を制定し、町民参加によるまちづくりを推進してきました。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行、価値観の多様化等、地域社会が大きく変わりゆく時代にあつて、美瑛町も様々な課題に対応すべく、町民、議会及び行政が、自治の担い手として共通の認識とルールのもとで、それぞれの役割を果たし、情報共有に基づく町民参加と協働等による“町民主体の自治”を推進していくこととした。

自治基本条例では、町民主体の自治を進めるための基本的なルールを定めている。

4)5つの基本原則

- ①町民主体の原則 町民は自治の主体
- ②情報共有の原則 町政情報を共有
- ③町民参加の原則 自治は町民参加の下で
- ④協働の原則 協働して地域課題を解決
- ⑤多様性尊重の原則 年齢、性別などの多様性を尊重

3. 景観条例について

1) 条例の名称 美瑛の美しい景観を守り育てる条例

2) 条例の制定及び改正

平成15年3月4日制定（平成15年7月1日施行）

平成27年1月30日改正（平成27年7月1日施行）

3) 条例制定及び改正の経緯

① 美瑛町景観条例の制定

平成元年に総合保養地整備法(リゾート法)に基づく北海道の「富良野大雪リゾート地域整備構想」の指定を受けたことにより、周辺地域にリゾートホテル、ペンション等の建設が予想され、又、美瑛の丘への観光客や町外からの移住希望者が増加し始めたことから、景観保全の気運が芽生え、平成元年12月15日に条例を制定した。

本条例では地区を指定することにより景観保全を図ろうとしたが、民有地の指定においては地権者の理解を得ることが困難であったため、指定地区は町有地にとどまってしまった。

② 美瑛の美しい景観を守り育てる条例の制定に向けて

上記の反省から、美瑛町全域の景観保全に向けた条例の改正を行うため、平成12年より景観審議会において検討が始まった。

バブル経済時代における経済成長や利便性の追求による地域開発から、バブル崩壊後は自然保護や景観保全へと意識の方向が変わったことも後押しし、ますます「美瑛の美しい農村景観」の価値が高まったことから、この景観は地域のかげがえのない財産であり、次世代へ伝える責任があるということが確認され、全部改正を行い、その精神を前文に謳うこととした。

③ 景観法の制定

美瑛町で条例を制定した1年後の平成16年に景観法が制定され、国においても、美しく風格のある国土形成を目指すなど、景観保全や形成を支援するための体制が整備されることとなった。

このため、美瑛町の景観条例は景観法に基づかない自治体独自の条例となり、法的な拘束力を持たないという課題を残してしまうこととなった。

こうした背景から、景観法に基づく景観形成を行うための景観計画の策定が必要となり、そのための第一歩として平成18年に景観行政団体の指定を受けるものの、丘のまちびえいの景観を将来にわたって守り、育てていくためには景観形成の基準をどのように設けるべきか検討を重ねることとなった。

④ 景観計画の策定と景観条例の改正

景観計画の策定にむけて検討を進めるなか、平成24年度に北海道大学観光学高等研究センターと連携協定を結ぶこととなり、連携事項の「地域の景観保全・地域資源に活用に関すること」に関連し、景観計画の策定にむけて調査研究を進めることとなった。

こうした調査研究の内容を景観審議会が中心となり議論を重ね、平成27年3月に「美瑛町景観計画」が策定された。また、美瑛町の景観特性に基づいた具体的な景観形成の方針や基準を示した景観計画の策定とあわせて、条例の基本理念を踏襲するとともに景観法の委任条例となるよう「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」を全部改正している。

4) 条例の目的

美瑛町の美しい景観の保全と形成及び景観法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、総合的な施策に関して必要な事項を定め、町民等、町及び事業者が協働し、潤いと安らぎを実感できる快適で魅力あふれる美瑛町の創造に資することを目的とする。

5) 条例の内容（抜粋）

① 景観計画の策定(第9条)

景観づくりを行うための基本的かつ総合的な施策を計画的に進めるため、景観計画を定める。

② 行為の届出等(第12条)

③ 事前公開、説明会の開催(15条、16条)

④ 軽易な行為(18条)

⑤ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定(20条、21条)

⑥ 表彰、助成等(22条、23条)

⑦ 景観審議会の設置(24条)

景観づくりに関し重要な事項を調査審議するため設置する。

■ 景観計画

① 景観計画区域

美瑛町全域を景観計画区域としている。

- ・山岳景観区域 ～自然環境を守る区域
- ・丘のまち景観区域 ～人の営みによって生まれる景観を育てる区域

② 景観育成区域

各区域の特性に応じた景観形成を図る。

- ・本通景観育成区域 ・丸山通・西大通景観育成区域
- ・国道237号沿道区域 ・道道966号沿道区域

③ 届出または通知の対象となる行為と手続き

④ 景観形成の方針と景観形成基準

- ・山岳景観区域 ～自然公園法や森林法による自然環境の保全を尊重
- ・丘のまち景観区域 ～建築物や工作物の色彩や形態について景観形成基準を設定

⑤ 優良景観ポイント、優良景観ルート

波状丘陵の地形の中では、視点場との関係によって見え方が大きく異なる。

そのため、優良な景観を望むポイントやルートにおいては特に周囲との調和を求めている。

⑥ 事例集

質の高い景観づくりを行うため、美瑛町内に存在する建物の建ち方を分類し、特に周辺環境と調和していると考えられる事例を掲載している。

4. 景観をいかしたまちづくりについて

1) 経済効果

現代社会は、のどかで美しい農村景観など「いやし」を求める傾向があり、「丘のまち」を訪れる旅行者が増加していることから、観光産業を中心に大きな経済効果をもたらしている。また、「丘のまち」としての知名度の向上や町のイメージアップにより農産物の地域ブランド化が進んでいる。

2) 農業と観光の共存

昭和62年、拓真館のオープンを契機として「丘めぐり」を行なう観光客が増加し始めた。しかし、当時、景観の良い地区に駐車場やトイレが整備されていなかったため、農繁期における観光客の路上駐車による交通障害や農家のトイレを無断で使用するなど観光客と農家とのトラブルが増加した。

それらの問題解決のため、景観の良い地区に展望公園(駐車場、トイレ)を設置し、今では展望公園が観光ルートのポイントとして重要な役割を果たしている。

また、観光客が農地へ入ることやゴミのポイ捨てなど、農業者から多くの苦情が寄せられていたが、観光アドバイザーの配置や看板の設置などにより観光客のマナーの改善が見られるようになった。

近年は、滞在型や交流型の観光を推進し、観光産業と農業が連携した地域づくりを進めている。

○ふるさと市場

地域で生産されているものを地域で味わう「地産地消」を推進するため農産物直売所(テント)を平成14年から実施している。平成21年度より常設施設にて直売を実施(まちづくり交付金にて整備)

【令和3年度実績】

開設期間 5月22日～10月31日 (定休日:毎週火曜日)

○カレーうどん・カレーかりんとうの取り組み

美瑛町産小麦 100%の「香麦(こうむぎ)」を使用したうどんやかりんとうを開発し、まちおこしに取り組んでいる。



■滞在型観光に向けた取組み

観光客の大半が通過型であることから、美瑛町の資産である自然環境や景観、そして農林業の営みを通して都市との交流を進め、地域経済の振興を図ることが緊急の課題となっている。

そのため、本町の様々な地域資源をベースに、これまで町内で行われている自然・創作体験・農業体験などの魅力を再認識するとともに都市住民等との相互理解を深め、通過型から滞在型へと、町の機能転換を図ることを目的に、平成15年度から3ヵ年をかけ、美瑛町地域資源活用総合交流促進施設の建設を行った。

○宿泊・体験施設「ふれあい館ラヴニール」:平成17年4月オープン

・運営管理	有限会社 美瑛物産公社
・整備期間	平成15年度～16年度
・総事業費	557,800千円
・規模	鉄骨造2階建 1,124㎡



○道の駅びえい「丘のくら」:平成18年4月オープン

昭和6年に作られた美瑛軟石を使用した農業用倉庫を物産館として改装し、特産品の販売や地域の食文化の提供・紹介を行い、来訪者との交流の場所として利用している。



平成19年4月に、「道の駅」としてリニューアルオープン。

・運営管理	有限会社 美瑛物産公社
・整備期間	平成17年度
・総事業費	123,600千円
・規模	木造2階建 477.94㎡

○丘のまち交流館「bi.yell (ビ・エール)」:平成27年8月オープン

民間の商業施設跡地をリニューアルし、町民をはじめ観光客の方々にも広く利用できる交流施設として整備。

芸術作品の展示ギャラリーや子どもの遊び場、カフェ等を設置。

・運営管理	(一財)丘のまちびえい活性化協会
・整備期間	平成27年度
・総事業費	708,416千円
・規模	鉄骨造2階建 1,468㎡



○丘のまち郷土学館「美宙(ミソラ)」:平成28年7月オープン

「美瑛学」を幅広く学べる空間として、昼間の天体観測が可能な天文台や各種郷土品を展示し、いつ訪れても新しい学びや発見がある施設として整備。建物には美瑛軟石、美瑛産カラマツ材をふんだんに使用し、町の風土や景色になじむように工夫されている。



・運営管理	美瑛町
・整備期間	平成28年度
・総事業費	376,860千円
・規模	木造2階建 530.59㎡

○十勝岳望岳台防災シェルター:平成28年10月オープン

突発的な噴火による噴石から身を守る緊急避難施設。非常品や食料などを備蓄しているほか、非常用発電機も設置されており、即時救出が困難な場合には、一時滞在施設としての機能を兼ね備えている。壁の鳥瞰図や床地図など設置しており、登山客や観光客に向けて情報を発信する役割を持つ施設でもある。

・運営管理	美瑛町
・整備期間	平成27年度～28年度
・総事業費	396,900千円
・規模	鉄筋コンクリート造平屋建 368.38㎡



○道の駅びえい「白金ビルケ」:平成30年5月オープン

白金エリア玄関口の情報発信施設として、既存の「白金インフォメーションセンター」を増改築整備。美瑛町の魅力や観光情報を大画面プロジェクターやVR映像を通して発信する他、美瑛町の特産品の販売やレンタサイクル等のアクティビティを提供。増加する外国人観光客のために多言語化対応も進めており、新たな白金観光の拠点施設となっている。



・運営管理	美瑛町
・整備期間	平成29年度～30年度
・総事業費	109,635千円(増築のみ)
・規模	本体 木造平屋建 268.31㎡ 渡り廊下 鉄骨造り平屋建て 27.72㎡

■廃校等の活用

廃校になった校舎や遊休施設を交流拠点施設等として活用し地域の活性化を図る。

○置杵牛農産物加工交流施設(平成20年12月オープン) <旧置杵牛小学校>

美瑛町の農畜産物を利用した農産加工場及び農産加工体験施設として整備し、特産品の開発及び地域の活性化を目指す。

- ・運営管理 置杵牛農産物加工交流施設運営協議会(指定管理)
- ・整備期間 平成19年度～平成20年度
- ・総事業費 90,636千円



○森と農の美田学舎(平成22年11月オープン) <旧美田小学校>

美瑛町での地域資源を活用した起業家を育成する施設として、木工や農産物開発等及び地域住民との協働による地域活性化及び文化創造を目指す。



- ・運営管理 森と農の美田学舎(無償貸借)

○北瑛小麦の丘体験交流施設(平成26年3月オープン)<旧北瑛小学校>

農業・食・観光をテーマとした体験研修や、小麦を中心に地元食材を使った料理の提供により、都市と農村との交流、地元農産物の販路拡大、観光客入込数の増加を目指す。

- ・運営管理 北瑛小麦の丘運営協議会(指定管理)
- ・整備期間 平成25年度
- ・総事業費 421,000千円



○地域人材育成研修交流センター(平成27年4月オープン)<旧旭小学校>

地域における人材育成に向け様々な分野で研修できる施設へ改修し、都市部の企業との連携を図るなかで、地域の交流や次世代との交流等による地域の活性化を目指す。



- ・整備期間 平成26年度
- ・総事業費 330,000千円

○美瑛町農業担い手研修センター「美進」(平成31年1月オープン)〈旧美進小学校〉

新規就農を目指す研修生のために住宅を安定的に供給できる専用の宿泊施設を整備。研修生が自主的に栽培管理を学ぶことができる自主管理ハウスも併せて整備するほか複数品目を実習できる農園が用意されている。

- ・運営管理 美瑛町
- ・整備期間 平成29年度～30年度
- ・総事業費 440,000千円



○捨てない暮らしの先にあるもの Antaa lab(令和4年5月オープン)(旧五稜小学校)

行き先が見つからず捨てられる家具や古材、小道具をリデザインし、次に使う方へつなぐことを目的としている。また、廃材を利用したワークショップ等を開催している。



- ・運営管理 デザイントーク有限公司(無償賃借)
- ・整備期間 令和3年度～令和4年度
- ・総事業費 28,204千円

○藍染 結の杜(四季の交流館)(令和4年7月オープン予定)

日本の伝統文化である藍染の体験施設として、2022年7月のオープンを予定している。観光客や町民向けの染物体験のほか、藍染商品の販売や地元食材を活かしたカフェの運営などを計画している。

- ・運営管理 水野染工場(無償賃借)
- ・整備期間 令和3年度～令和4年度
- ・総事業費 89,232千円(概算)



■景観をいかすための取り組み

①土地区画整理事業

「自然と調和した美瑛の玄関口」にふさわしい街並みづくりのため、市街地本通商店街地区における事業を実施(平成元年～平成13年度)

○事業の概要

- ・建築協定により建設物の統一化(街づくりマニュアルを作成)
軒の高さ、屋根のデザイン、美瑛軟石の利用、色彩の限定、シンボル看板、自動販売機の制限 など
- ・キャブシステムの導入(電線類の地中化)
- ・流雪溝の設置

②NPO法人「日本で最も美しい村」連合(ロゴマークを表紙に掲載)

失ったら二度と取り戻せない日本の農山村の景観や環境・文化を守り、将来にわたって美しい地域を守り続けることで、観光的付加価値を高め、地域資源の保護と地域経済の発展に寄与することを目的に、平成17年10月に「日本で最も美しい村」連合を設立、平成18年3月からは、NPO法人として活動を行っている。

令和5年現在、加盟町村・地域は、全国59町村・地域に広がり、企業正会員は65社、個人等準会員は約3人に及んでいる。

③美瑛町日本で最も美しい村づくり協議会

平成21年に町内22の機関や団体で、町民主導による日本で最も美しいまちづくりを推進することを目的に設立。道路付属施設の景観色塗装、植樹、植樹柵整備、絵画コンクール等を主催するとともに、各団体等の事業を後援している。

④「世界で最も美しい村」連合会

平成22年9月に、フランス(会長国)、イタリア、ベルギーが加盟する「世界で最も美しい村」連合会への加盟が認められ、世界との連携を進めている。

平成28年5月にはスペインが6番目の加盟国として認められ、スイス、ドイツなどのEU地域を始めとしてアジア地域やロシア等でも「世界で最も美しい村」連合会への加盟に向けた準備活動が展開されており、世界中に「美しい村」運動が拡大している。2015年に本町で世界大会が開催された。

■その他景観保全対策

1)都市計画区域の拡大

- ・平成2年に都市計画区域を932ha から5,430ha に拡大
- ・目 的:都市計画区域内の乱開発防止

2)宅地開発要綱の制定

- ・平成4年3月に制定
- ・目 的:宅地開発の適正かつ有機的な推進と無秩序な市街化の防止
- ・要 件:300㎡以上3,000㎡未満の宅地開発
- ・内 容:宅地開発の際の事前協議、自然環境の保全、緑地の確保等

3)サイン整備計画の策定

- ・平成7年度に策定
- ・目的:移動の手助けとなる情報を提供する看板の色彩などの統一化
- ・整備状況:観光エリアを優先し整備
- ・H27年度より案内サインを整備

4)携帯鉄塔について

- ・携帯基地局設置は、景観色にするなど周囲の景観への影響を最小限に抑えてもらうよう依頼
- ・携帯電話基地局の乱立を防ぐため、共架が可能な場合にはできる限り共架を依頼
- ・平成20年度から携帯会社(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)の鉄塔の共架
- ・令和4年度にはタワーシェアリング事業を展開する事業者が共架を前提とした基地局を新設

5)景観修景事業

①町道ガードレールの景観色化

- ・平成22年度から観光エリアをつなぐ路線を中心に実施
- ・美しい村づくり協議会の事業で継続的に実施

②土地改良事業による切土法面への植栽

- ・平成22年度に観光エリアの事業実施箇所での植栽
- ・しらかば等 1, 120本、面積 8, 800㎡

③電線の地中化等

観光エリアにおける景観修景、保全事業

- ・平成22年…北西の丘展望公園周辺の電気線、通信線の地中化 350m
- ・平成23年…ケンとメリーの木周辺の通信線の共架 570m
- ・平成30年…クリスマスツリーの木周辺の電柱移設

※クリスマスツリーの木を撮影する際、写真に電柱・電線が映り込み、多くのカメラマンや観光客が撮影のために農地に侵入していたことから、電柱を撮影に支障のない位置へ移設

6)街路樹等景観整備計画の策定

- ・平成29年10月に策定
- ・目的:市街地における景観づくりを進める体制を構築するために必要な基本方針を定め良好な市街地景観を創出する。
- ・整備状況:H30年度より計画的に街路樹等の整備を行う。

5. 観光施設・特産品等

1) 観光施設

- ・ふれあい館ラヴニール(ホテル事業・加工体験事業) …指定管理
- ・道の駅びえい 丘のくら …指定管理
- ・道の駅びえい 白金ビルケ …指定管理
- ・北瑛小麦の丘体験交流施設 …指定管理
- ・丘のまち交流館 bi.yell(ビ・エール)…指定管理
- ・四季の情報館(観光案内) …指定管理
- ・白金保養センター(日帰り温泉施設)
- ・白金野営場(キャンプ場)
- ・白金自然の村(キャンプ場) ※休止中
- ・白金観光センター(観光案内)
- ・ビルケの森パークゴルフ場 …指定管理
- ・拓真館(風景写真家;故前田真三氏)
- ・白ひげの滝(白金)
- ・青い池(白金)
- ・四季彩の丘
- ・ぜるぶの丘
- ・展望公園(北西の丘、新栄の丘、三愛の丘)
- ・美瑛選果(直売所・レストラン) …美瑛町農協
- ・捨てない暮らしの先にあるもの Antaa lab
- ・藍染 結の杜(四季の交流館)

2) ホテル・ペンション等

- ・白金温泉街 6軒(ホテル、民宿)
- ・温泉街以外 58軒
- 合 計 64軒(最大宿泊数;約 1,800)

3) 特産品

- ・美瑛サイダー(青い池、小麦畑、夕焼けの丘)
- ・カレーうどん(美瑛産小麦「香麦」使用)
- ・美瑛ゆめちから食パン(美瑛産小麦「ゆめちから」使用)
- ・びえいのラスク(美瑛産小麦使用)
- ・美瑛豚
- ・トマト
- ・グリーンアスパラ(幻のアスパラ「ラスノーブル」など)
- ・美瑛米

4)美瑛プレミアムブランド『ビエイティフル』

- ・認定番号 0001 皆空窯のマグカップ
- ・認定番号 0002 ろまんどーる(とうきび人形)
- ・認定番号 0003 木々の丘
- ・認定番号 0004 フリーズドライ食品
- ・認定番号 0005 うつくしいトマトジュース
- ・認定番号 0006 赤麦鮮烈(赤麦地ビール)
- ・認定番号 0007 輝く麦秋の大地
- ・認定番号 0008 輝くダイヤモンドダスト
- ・認定番号 0009 虹立つ丘
- ・認定番号 0010 赤く染まる夕映え
- ・認定番号 0011 初冠雪とキガラシ
- ・認定番号 0012 道の上に架かる虹
- ・認定番号 0013 美瑛米(「ななつぼし」「ゆめぴりか」)
- ・認定番号 0014 夢叶蝶
- ・認定番号 0015 北海道プレミアム美瑛牛乳
- ・認定番号 0016 畑のクッキー「パッチワークの丘」
- ・認定番号 0017 びえい丘のかおり(大豆ブレンドコーヒー)
- ・認定番号 0018 氷裂(F)シリーズ 酒器類
- ・認定番号 0019 大地のプリン「美瑛ウ・オ・レ」
- ・認定番号 0020 魔女の果実やさいジャムシリーズ
- ・認定番号 0021 豆ごごろ
- ・認知番号 0022 美瑛のおみそ
- ・認定番号 0023 びえいのラスク

写真作品



5)主なイベント

- ・丘のまちびえいヘルシーマラソン(6月)
- ・那智美瑛火祭り(7月)
- ・びえいどかんと農業祭り(8月)
- ・丘のまちびえいセンチュリーライド(9月)
- ・寛仁親王記念丘のまちびえい宮様国際スキーマラソン(2月)